

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々の、生活・暮らしを速やかに支援するために、住民税非課税世帯等の方に対して、1世帯あたり10万円を給付します。

支給対象者

1 住民税非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）において、町内に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は対象外です。

2 家計急変世帯

住民税非課税以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員の1年間の収入見込額（令和3年1月以降の任意の1か月の収入×12）が住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

支給金額

1世帯あたり10万円

手続き方法

1 住民税非課税世帯

対象となる世帯には町から「確認書」を送付します（2月中旬以降送付予定）ので、内容をご確認のうえ返送してください。

2 家計急変世帯

申請時点で住民登録のある市区町村へ「申請書」の提出が必要となります。確定申告書、源泉徴収票等の他、収入が分かる書類を添付していただきます。

申請の受付は、2月中旬以降を目途に、町ホームページ等でお知らせします。

制度についてのお問い合わせ

内閣府コールセンター ☎0120-526-145 受付時間：午前9時～午後8時

坂城町臨時特別給付金窓口 ☎75-5570 受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

原油価格高騰等緊急対策助成金 について

令和3年度分の世帯全員の町民税が非課税で一定の条件を満たす世帯に対して、昨今の原油価格高騰の影響による経済的負担の軽減を図るため、冬期間の暖房に要する費用として助成金を支給します。

該当する世帯には申請書をお送りしていますので2月28日（月）までに手続きをしてください。また、該当する可能性のある世帯は下記までご連絡ください。

◎問い合わせ先

福祉健康課保険係 TEL82-3111（内線134） 直通75-6205



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

自宅や職場などに都道府県・市町村や国（の職員）などを語る不審な電話や郵便があった場合は、役場または警察署にご連絡ください。